

各位

全4ページ  
登録速報(2026-050)  
2026年4月8日  
クミアイ化学工業株式会社  
企画普及部普及課

### 登録速報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。

適用拡大登録年月日：2026年4月8日

イソチアニルの再評価が終了になりました。

### 記

#### 1. 農薬の種類、登録番号及び名称

種類：シアントラニリプロール・トリフルメゾピリム・イソチアニル・ペンフルフェン粒剤

登録番号：第24132号

名称：フルスロツトル箱粒剤

#### 2. 農薬の物理的・化学的性状

類白色細粒

#### 3. 農薬の有効成分の種類及び含有濃度

3-ブ`ロモ-1-(3-クロ-2-ヒ`リジ`ル)-4'-シアノ-2'-メチル-6'-(メチルカルバ`モイル)ヒ`ラゾ`-ル-5-カルボ`キサニ`リト`

..... 0.75%

3,4-ジ`ヒト`ロ-2,4-ジ`オキソ-1-(ヒ`リミジ`ン-5-イルメチル)-3-( $\alpha, \alpha, \alpha$ -トリフルオロ-m-トリル)-2H-ヒ`リト` [1,2-a]ヒ`リミジ`ン-1-イウム-3-イト`

..... 0.75%

3,4-ジ`クロ-2'-シアノ-1,2-チアゾ`-ル-5-カルボ`キサニ`リト`

..... 2.0%

2'-[(RS)-1,3-ジ`メチル`チル]-5-フルオロ-1,3-ジ`メチルヒ`ラゾ`-ル-4-カルボ`キサニ`リト`

..... 2.0%

#### 4. 農薬のその他の成分の種類及び含有濃度 (15に掲げる事項を除く。)

鉱物質微粉 等..... 94.5%

5. 農薬の適用病害虫の範囲、使用方法及び使用期限

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法
<p>稲 (箱育苗)</p>	<p>いもち病 紋枯病 白葉枯病 もみ枯細菌病 ウンカ類 ツマグロヨコバイ イネミズゾウムシ イネドロオイムシ コブノメイガ ニカメイチュウ フタオビコヤガ イネツトムシ</p>	<p>育苗箱 (30×60×3cm、 使用土壌約 5L) 1 箱当り 50g</p>	<p>は種時 (覆土前)～ 移植当日</p>	<p>1 回</p>	<p>育苗箱の 上から 均一に 散布する。</p>
	<p>内穎褐変病 穂枯れ (ごま葉枯病菌) 疑似紋枯症 (褐色紋枯病菌) 疑似紋枯症 (赤色菌核病菌) <u>イナゴ類</u></p>	<p>育苗箱 (30×60×3cm、 使用土壌約 5L) 1 箱当り 50g</p>			

シアントリプロールを含む 農薬の総使用回数	トリフルザピリムを含む 農薬の総使用回数	イフアルを含む 農薬の総使用回数	ペンフルフェンを含む 農薬の総使用回数
1 回	1 回	3 回以内 (移植時までの処理は 1 回以内、 本田では 2 回以内)	1 回

使用期限 : 5 年 6 箇月

6. 農薬の使用上の注意事項（8に掲げる事項を除く。）

（1）使用量に合わせ秤量し、使いきること。

- （2）所定量を育苗箱中の苗の上から均一に散布すること。なお、葉に付着した薬剤は軽く払い落とすこと。
- （3）苗を田植え機にのせる際、育苗箱の土壌表面が乾燥している場合は薬剤が落下するおそれがあるため、散布後に葉に付着した薬剤を払い落とした後軽く灌水すること。
- （4）育苗箱（30×60×3cm、使用土壌約5L）1箱当りに乾糶として200から300g程度を高密度には種する場合は、10a当りの育苗箱数に応じて、本剤の使用量が1kg/10aまでとなるよう、育苗箱1箱当りの薬量を50から100gまでの範囲で調整すること。
- （5）軟弱徒長苗、老化苗、むれ苗などでは薬害を生じるおそれがあるので使用をさけること。
- （6）本田の整地が不均整な場合は、薬害を生じやすいので代かきは丁寧におこない、移植後田面が露出しないように注意すること。
- （7）いぐさ栽培予定水田では使用しないこと。また、本剤を処理した稲苗を移植した水田ではいぐさを栽培しないこと。
- （8）きく等の他作物に影響を及ぼす場合があるので、薬剤が育苗箱からこぼれ落ちないように散布すること。また、土壌全面に不透水性無孔シートを敷くなど、薬剤処理後の灌水による土壌への浸透をさけること。
- （9）本剤の使用に当たっては使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合には病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

7. 人畜に有毒な農薬については、その旨、使用に際して講ずべき被害防止方法及び解毒方法

（1）人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法

ア 農薬使用者に係る注意事項

① 毒性情報

アレルギー性皮膚反応を起こすおそれがある

（2）使用に際して講ずべき被害防止方法

該当なし

8. 生活環境動植物に有毒な農薬については、その旨

- (1) 水産動植物（魚類）に影響を及ぼすので、本剤を使用した苗は養魚田に移植しないこと。
- (2) 水産動植物（甲殻類）に影響を及ぼすので、河川、養殖池等に流入しないよう水管理に注意すること。
- (3) 散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。

9. 引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨通常の使用方法ではその該当がない。

10. 農薬の貯蔵上の注意事項

直射日光をさけ、なるべく低温で乾燥した場所に密封して保管すること。

以上